

【別紙】 募集型企画旅行を景品として提供した場合に旅行業者が招待主と締結する覚書の参考例

(注意)

募集型企画旅行を景品として提供した場合の招待主、招待客（旅行者）、旅行業者の契約関係は、いくつかの異なった組み立てが可能です。また、招待主と旅行者の間の負担についても実態にあわせた取り決めが可能です。この覚書は、募集型企画旅行を景品として提供した場合の最も典型的と思われるケースについて、いくつも考えられる契約形態、旅行者の負担内容のうちの一つを参考例として紹介したものです（設定条件として、招待主及び旅行者の申出による旅行者の交替を認めない、旅行代金の増減分は旅行者の負担とする、としています。）ので、各社において自己の責任で、それぞれのケース毎に取引の実態に合わせた内容のものを作成してください。

覚 書

_____（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇旅行（以下「乙」という。）とは、以下により契約を締結する。

第1条（旅行契約）

甲及び乙は、本覚書、乙の旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」という。）及び添付旅行条件書（以下「契約書面」という。）に定めるところにより、第2条に規定する旅行者のために、別紙「旅行の表示」欄に掲げる乙の募集型企画旅行（以下「旅行」という。）に係る旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結する。

第2条（旅行者の通知及び旅行者の参加意思の確認）

1. 甲は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、旅行者〇〇名の住所、氏名その他の旅行者の特定及び旅行者への連絡に必要な事項を乙に通知する。
2. 乙は、前項の通知があったときは、適宜の方法で旅行者に連絡し、旅行参加の意思を確認するとともに、旅行者に取引条件の説明及び取引条件説明書面を交付する。

第3条（申込金の支払いと旅行契約の成立）

1. 甲は、旅行者〇〇名分の旅行契約の申込金として金〇〇〇〇〇円を令和〇〇年〇〇月〇〇日までに乙の指定する口座に振り込む方法により乙に支払うものとする。
2. 個々の旅行者に係る旅行契約は、前条第2項の規定に基づき当社が旅行参加の意思を確認した個々の旅行者について、当社がその参加を承諾し、かつ当社が前項の申込金を受理した時に、甲と乙の間で当該個々の旅行者のために成立するものとする。

第4条（参加を承諾できない旅行者についての通知）

1. 乙は、第2条第1項の規定に基づき乙に通知のあった旅行者に、約款の規定に照らしその参加を承諾できない者があった場合は、その旨を遅滞なく甲に通知する。
2. 乙が、前項の規定に基づき、参加を承諾できない旅行者について甲に通知したときは、甲は、代替の旅行者を指定し、乙に通知することができる。

第5条（旅行代金の支払い）

1. 甲は、契約書面に記載された期日までに、契約書面に記載された旅行代金の総額から第3条第1項の申込金を控除した額を乙の指定する口座に振り込む方法により乙に支払う。
2. 乙は、甲が前項の支払を行わなかった場合は、約款第17条第2項の規定に基づき甲が旅行契約を解除したものとし、甲は、違約金を乙に支払う。

第6条（旅行代金の増減があった場合の取り扱い）

約款第14条の規定により、旅行代金が増額又は減額されたときは、当該増加分又は減額分については乙と旅行者との間で精算する。

第7条（旅行者の交替）

甲及び旅行者は、約款第15条の規定に基づく旅行者の交替を乙に申し出ることは出来ない。

第8条（旅行契約の解除と取消料等の支払等）

1. 甲が特定の旅行者にかかる旅行契約の解除を申し出た場合又は特定の旅行者が旅行への参加辞退若しくは旅行の中断を乙に申し出た場合は、約款第16条第1項の規定により当該旅行者に係る旅行契約は解除される。ただし、甲は、旅行者の利益を害するような旅行契約の解除をすることはできない。
2. 前項の規定により旅行契約が解除された場合は、甲は、当該旅行者について、契約書面に記載された取消料を乙に支払うものとする。
3. 約款第16条第1項、同条第2項又は約款第17条第1項の規定により旅行契約が解除された場合において、乙が払い戻すべき金額が生じたときは、乙は、約款第19条第1項の規定にかかわらず、これを甲に払い戻す。

第9条（旅行者の負担と旅行者への通知）

1. 以下に掲げる費用については旅行者の負担とする。
 - (1) 約款第14条の規定により旅行代金が増加した場合の増加分に係る旅行代金
 - (2) ……
……………
 - (○) 第1号から前号に掲げる費用の他、約款及び契約書面に旅行者の負担と規定されている費用等のうち、旅行代金、取消料及び違約料の支払いを除くもの
2. 甲は、第2条の規定に基づき旅行者を乙に通知する前に、以下に掲げる事項を旅行者に通知しなければならない。
 - (1) 前項に定める旅行者の負担内容
 - (2) 旅行者の参加資格及び参加には乙の承諾を条件とする旨
 - (3) 旅行者は旅行者としての地位を第三者に譲り渡すことが出来ない旨
 - (4) ……
……………

第10条（本覚書に規定のない事項等）

1. 本覚書に規定のない事項は、約款および契約書面に規定するところによる。
2. 本覚書の規定と約款の規定が抵触する場合は、本覚書の規定を優先する。

以上の契約の証として、本覚書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々一通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

乙